# 懲罰規程

## 第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本ろう者テニス協会(以下「本協会」という。)の懲罰に関する 事項を定めるものとする。

#### 第2条(対象者)

本規程に基づき懲罰の対象となる者は、以下のとおりとする。

- (1) 理事および監事(以下「役員等」という。)
- (2) 選手、審判員、指導者

# 第3条(違反行為)

違反行為とは、前条に規定した者が行う以下に該当する行為をいう。

- (1) 法令または本協会の定める規程等に違反したとき
- (2) 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会または本協会関係者の名誉または信用を毀損する行為をしたとき

#### 第4条(処分)

本協会は、違反行為をした者(以下「処分対象者」という。)に対して、違反行為の内容、 程度および情状等に応じて、以下の処分を行うことができる。

- (1) 役員等に対する処分
  - ① 口頭による注意(戒告)
  - ② 文書による注意(けん責)
  - ③ 下位の役職へ移行(降格)
  - ④ 理事会決議および社員総会決議を経て解任
- (2) 選手、審判員、指導者に対する処分
  - ① 口頭による注意(戒告)
  - ② 文書による注意 (けん責)
  - ③ 本協会主催の競技会・イベント等への出場・参加禁止
  - ④ 一定期間本協会の登録者としての資格停止
  - ⑤ 本協会の登録者としての資格をはく奪

## 第5条(処分手続)

- 1. 処分の決定は、懲罰委員会が行う。
- 2. 懲罰委員会は、処分対象行為の存在が疑われる場合、速やかに懲罰委員会を開催し、必

要に応じて事実関係を調査する。

- 3. 懲罰委員会は、処分を決定する前に、処分対象者の意見を聞かなければならない。その際には、あらかじめ以下の事項を書面またはメール等で通知しなければならない。
  - (1) 処分の対象となる違反行為
  - (2) 予定される処分内容
  - (3) 処分の理由
- 4. 懲罰委員会は、処分を決定した場合、処分対象者に対し、以下の事項を速やかに書面またはメール等で通知しなければならない。
  - (1) 処分の対象となる違反行為
  - (2) 処分内容
  - (3) 処分の理由
  - (4) 処分決定日
  - (5) 不服申立期間および不服申立ての方法

# 第6条(懲罰委員会)

- 1. 懲罰委員は、会長、事務局長、監事、各ブロック長で構成され、原則として会長を委員長とする。ただし、違反が疑われる行為に関与が疑われる者は、当該事案には関与することができない。
- 2. 懲罰委員会は、懲罰委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3. 懲罰委員会は、事案の十分な調査および協議を行い、原則として全会一致で処分を決定するものとする。ただし、やむを得ない場合には出席者の過半数の合意により決議することができる。
- 4. 懲罰委員は、守秘義務を負い、懲罰委員として知った一切の事実を第三者に開示してはならない。
- 5. 懲罰委員会は、事案の概要を踏まえて適当と認める者に、事案の調査を委託することができる。ただし、当該調査を受託する者に対しても、前項と同様の守秘義務を負わせなければならない。
- 6. 懲罰委員会は、処分を行った場合、速やかに理事会に対し概要を報告するものとする。

#### 第7条(不服申立)

- 1. 処分対象者は、懲罰委員会の処分に不服がある場合、処分決定日から 3 か月以内に限り、本協会の会長に対し、不服申立を行うことができる。
- 2. 会長は、前項の申立てを受けた場合、速やかに理事会を招集し、理事会にて再度処分の有無および内容を協議し決定する。
- 3. 会長は、理事会にて決定した事項を、処分対象者に対し、第5条第4項(第5号を除く)に準じて速やかに通知しなければならない。ただし、懲戒委員会の決定を全面的に

追認する場合には、その旨および理事会で決議した日を通知することで足りる。

# 第8条(改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議による。